

# 学校いじめ防止基本方針

八戸市立小中野中学校

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を奪う重大な権利侵害行為である。また、その行為により生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

さて、平成29年3月に、国が「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定したことを踏まえ、青森県においても、同年10月に「青森県いじめ防止基本方針」を改定した。この改定において、いじめ防止対策のための具体的な指導内容のプログラム化を図ることや、いじめの適切な対処等のあり方についてマニュアルを定めること等が新たに示されたところである。そこで、本校においても、「学校いじめ防止基本方針」を策定することとした。

この「学校いじめ防止基本方針」では、いじめの防止等の取組を学校全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての生徒の健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を方針の柱としている。いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものでもあるということを念頭に、本校では、未然防止、早期発見、迅速かつ適切な事案対処等について、全教職員で組織的な取組を進めていく。

## 2 いじめとは

いじめの定義について、「いじめ防止対策推進法」には次のように示されている。

### (第2条)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、「青森県いじめ防止基本方針」（H29. 10）では次のことに留意する必要があると述べている。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて行う必要がある。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめの態様として、以下のようなものがある。

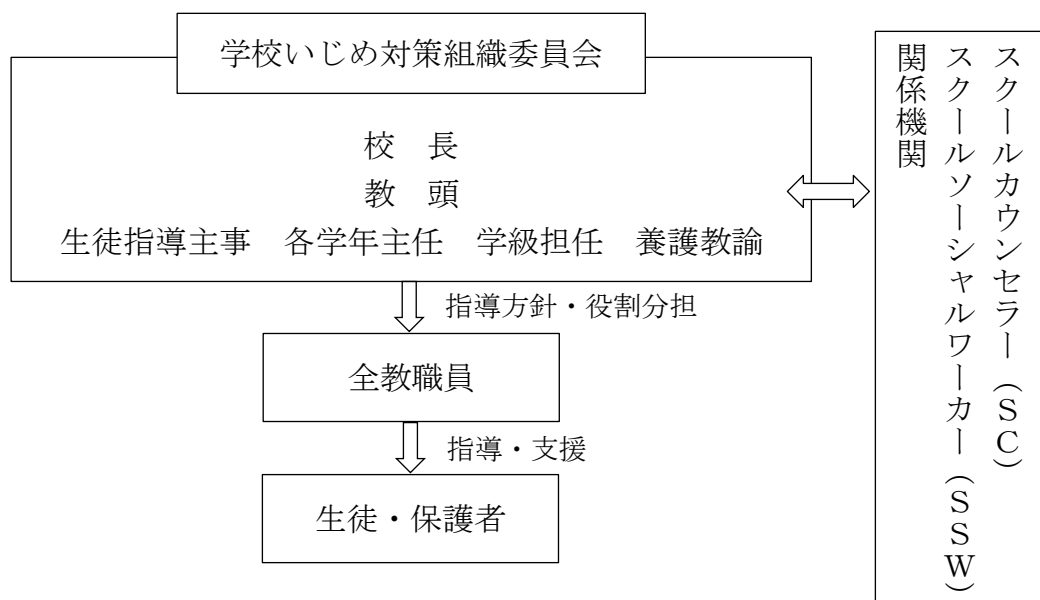
- ① 冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

### 3 校内体制について

- (1) 名称 「学校いじめ対策組織委員会」
- (2) 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、当該学級担任、養護教諭  
(必要に応じて教科担任や部活動顧問)
- (3) 役割
  - ① 学校いじめ防止基本方針の策定、取組、点検、見直し
  - ② いじめの未然防止
  - ③ いじめへの対応(情報収集、当該生徒への指導・対応方針の決定)
  - ④ 年間計画の作成、実行、検証、修正
  - ⑤ いじめの防止等に係る校内研修を企画

#### (4) 組織図



### 4 いじめの未然防止について

すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことへの理解を促すとともに、生徒が互いの存在を認め合う望ましい人間関係を築くことができるよう、学校教育活動全体を通して、継続的に取り組む必要がある。また、「いじめは、どの学校でもどの生徒にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、よりよい人間関係を築き、豊かな心を育てることで「いじめが起きにくい学級及び学校づくり」の実践に努めていく。

いじめの未然防止に向け、以下のような取組を実践する。

#### (1) 温かい人間関係づくり

温かい人間関係づくりは、日々の授業、学校行事、特別活動等の中で、組織的・計画的に行うことが効果的である。関係性を構築する手法として、ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンター等のエクササイズを通じて、集団

を動かしながら人間関係を学んでいく。

## (2) アセスメント（見立て）の重要性 ～アセスメントツールの活用～

生徒や学級の様子を知るためには、生徒と同じ目線で物事を考え、ともに笑い、涙するといった場を共有することが必要である。その中で、生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。日頃の教育活動の中での観察や定期面談だけでなく、アセスメントツール（「Q-U」「hyper-QU」等）を活用し、客観的な視点も含めながら生徒理解を深めていく。

## (3) 人権教育の充実

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、決して許されないことを生徒に理解させることが大切である。また、いじめの根底には、他人に対する思いやり、いたわりといった人権意識の希薄さがあるため、講演会や学級活動の時間における人権教育の充実によって、生徒の中に自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人権を尊重し合う豊かな心を育てていく。

## (4) 道徳教育の充実

道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことをねらいとし、学校や生徒の実態を踏まえ、あらゆる教育活動を通じて、適切に行われるものである。道徳教育の要である特別の教科道徳においては、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度といった道徳性を養うために、生徒の実態に応じた授業を組み立てるとともに、生徒の心に響き、心が動く指導の工夫に努める。

## (5) 体験活動の充実

学校外のような人や物事に会う体験活動は、生徒の世界を広げ、実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価値や自己の生き方について考える貴重な機会となるため、豊かな体験の積み重ねを通して生徒の道徳性が養われるよう配慮することが大切である。様々な体験活動や協働して探究する学習活動を通して、生徒の自尊感情や対人交流の能力、人間関係を形成していく能力、立場や意見の異なる他者を理解する能力等を養うことができる。

## (6) 生徒が主体となったいじめ防止活動の推進

市内全中学校の生徒会役員が集って開催された生徒会役員交歓会において提案、審議された「いじめ0（ゼロ）宣言」を全校で提唱したり、いじめ防止に関わる標語を募集し、良い作品を掲示したりと、生徒が主体となったいじめ防止活動に取り組むことは大変意味深いものである。

## 5 いじめの早期発見について

いじめを解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒が発する小さなサインを見逃すことがないように、日頃から生徒理解に努めるとともに、生徒が相談したいと思えるような信頼関係を築いておくことが肝要である。

### (1) 日々の観察

「生徒がいるところには、教職員もいる」ことを心がけ、生徒の様子に目を配る。

生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることで、生徒に安心感を与えるとともに、いじめの早期発見にも効果がある。

(2) アンケート調査・教育相談

年3回（5月、11月、2月）、アンケート調査を実施する。いじめの早期発見につながるだけでなく、日頃の学校生活や家庭生活における悩みや不安を実態調査し、その後の教育相談（面談）へとつなげる。

(3) 家庭等との連携

いじめの早期発見は、学校の取組だけでは不十分であり、保護者との連携は不可欠である。場合によっては、地域社会や関係機関等とも連携をとる。

## 6 いじめ対応の基本的な流れ

(1) いじめ情報のキャッチ

いじめに関する本人からの訴えや周囲からの通報、教職員の目撃等で、いじめ情報をキャッチした場合は、いじめの内容について、聴き取り等を行い、その情報をもとに「学校いじめ対策組織委員会」が中心となって組織的に対応する。

(2) 組織的な実態把握

キャッチした情報を「学校いじめ対策組織委員会」で共有し、共通理解を図る。その上で、関係者の絞り込みや聴き取りのポイント等を確認する。また、聴き取り班の編成や保護者連絡等、役割分担を決める。

聴き取りを実施後、その内容から事実確認を行い、いじめとして認知するかどうかを組織として決定する。その後、関係者の保護者に対して、聴き取りにより確認できた事実経緯を家庭訪問又は電話等で説明する。

(3) 指導方針・体制の決定

いじめの解消に向けた指導・支援のための計画について協議し、全教職員への周知と情報共有を行う。

(4) 組織的な指導・支援

被害生徒及び加害生徒の指導・支援については、対応班を組織し、相互の担当者で連携して対応していく。また、対応班は必要に応じていじめ対応の組織の開催を要望し、情報共有を行うとともに、指導方針等について指示を受ける。さらに、その保護者や周囲の生徒についても組織的に対応する。

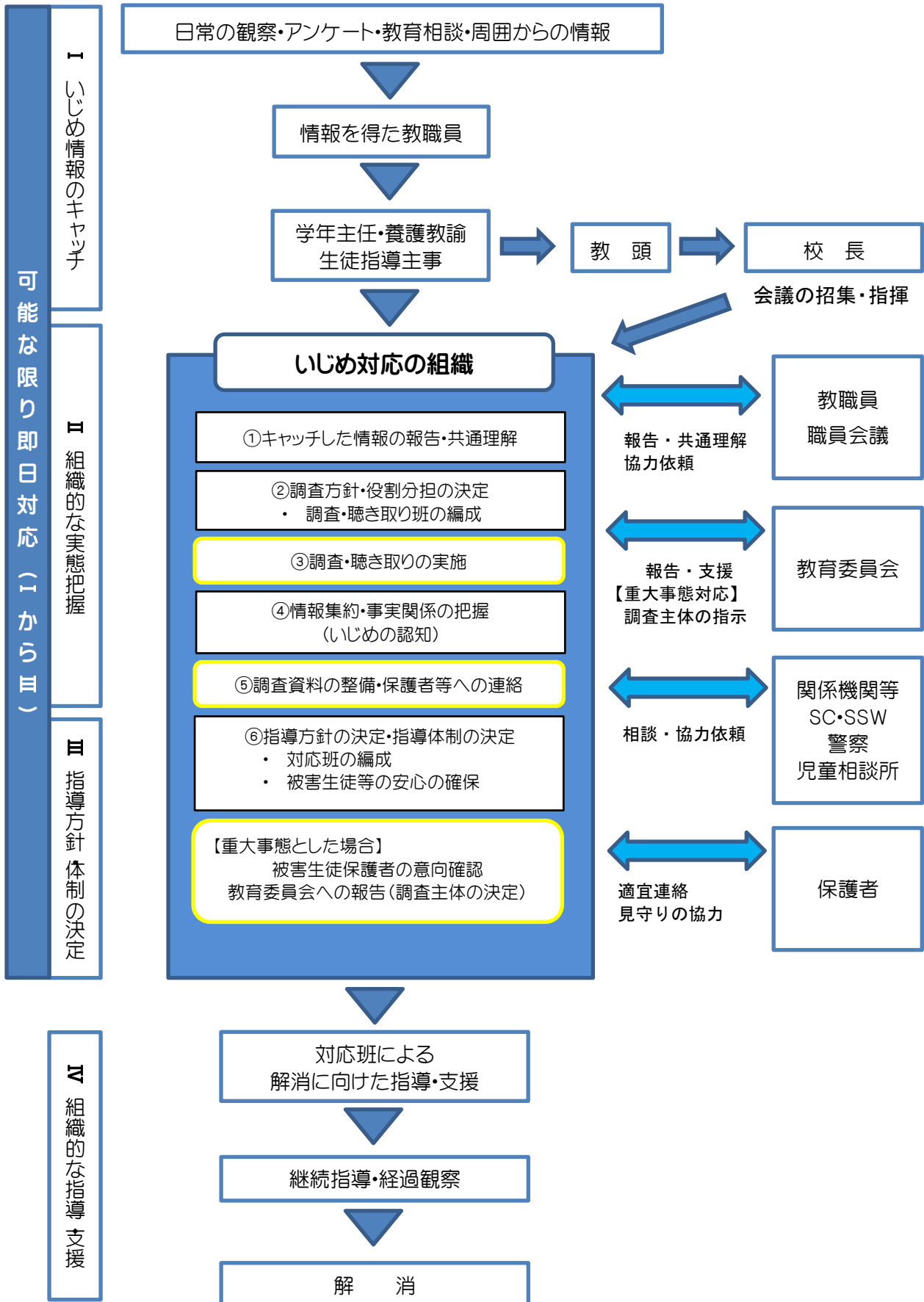
(5) いじめの解消に向けた対応

単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできず、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

これらには、少なくとも3ヶ月の期間の見守り、経過観察が必要であると考えられる。いじめの解消を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を続けていく必要があり、解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心の確保に努める。

# いじめ対応の基本的な流れ(フロー図)



## 7 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
  - ・一定期間、連続して欠席しているような場合、日数にかかわらず迅速に調査に着手する。

### (2) 重大事態の調査に当たって

学校が重大事態と判断した場合、八戸市教育委員会に報告するとともに、八戸市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。